

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年10月20日

分任支出負担行為担当官

福岡空港事務所長 森島 隆広

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 三郡山AEIS装置更新その他工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 仕様書のとおり
- (3) 工事内容 仕様書のとおり
- (4) 工 期 契約締結日の翌平日から令和8年3月13日まで
- (5) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。
なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である（詳細は、現場説明書による。）。
- (7) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札時まで国土交通省の令和7・8年度一般（指名）競争参加資格者のうち「電気通信工事業」でB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」

(令和6年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が定める資格要件を全て満たす者であること(詳細については、入札公告:別紙を参照。)
- (8) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (9) 入札説明書の交付を受けた者であること。又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続き等

- (1) 担当部局別表1のとおり。
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム
<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法 別表1のとおり。
- (4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法 別表1のとおり。
- (5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法 別表1のとおり。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求用件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他詳細は入札説明書による。

件名： 件名：三郡山AEIS装置更新その他工事 日程表

| 項目 | | 期間等 | 入札公告 記載箇所 |
|-------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 担当部局 | | 〒812-0891 福岡県福岡市博多区大字雀居2025番地3 大阪航空局 福岡空港事務所 総務部 会計課 電話番号：092-260-5942 F A X：092-260-5944 | 3. (1) |
| 入札説明書の交付 期間及び方法 | 交付期間 | 令和7年10月20日 ～ 令和7年11月4日 まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。) | 3. (3) |
| | 交付方法 | 上記担当部局に問い合わせること。 | |
| 申請書、資料の提出 期間、場所及び 方法 | 申請書 提出期間 | 令和7年10月20日 ～ 令和7年11月4日 まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。) | 3. (4) |
| | 提出場所 | 上記担当部局と同じ | |
| | 提出方法 | 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。 | |
| 入札及び開札の日 時、場所、入札書 の提出方法 | 入札日時 (電子調達システム) | 令和7年11月26日 (09時00分から17時00分までの間。) | 3. (5) |
| | 入札日時 (紙入札) | 令和7年11月26日 (09時00分から17時00分までの間。) | |
| | 提出方法 | 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに上記担当部局あて持参すること。 (郵送又は託送による提出は認めない。) なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。 | |
| | 開札日時 | 令和7年11月27日 10時00分 | |
| | 開札場所 | 福岡空港事務所 会議室 | |

[入札公告：別紙]

件名：三郡山A E I S装置更新その他工事

発注概要：

本工事は、三郡山A E I S装置の機器更新並びにR C M装置及びO R M装置の撤去を行うものである。

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

(1) 施工実績

平成22年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の1)又は2)の要件を満たす工事(以下「同種・類似工事」という。)の実績を有する者であること。

(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)

ただし、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

1) 同種工事

- ① 航空交通管制業務に係るレーダー施設(※1)
 - ② I L S施設(※2)
 - ③ 航空交通管制業務に係る管制卓(通信制御装置)(※3)
 - ④ V O R / D M E (若しくはT A C A N) 施設(※4)
 - ⑤ 航空交通管制情報処理システム等におけるホストコンピュータ(メインフレーム、サーバ)(※5)
 - ⑥ 航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置又は対空援助業務に係る通信制御装置
 - ⑦ 対空通信施設(A / G、R A G、A T I S、R C A G及びA E I S等)又はN D B施設
- 上記①～⑦の新設若しくは更新工事。(※6)

2) 類似工事

2件以上の、航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事、場周警備設備、海上警備設備、空港防護設備、航空安全推進ネットワーク、保安防災指令装置の新設、更新又は撤去工事。

[入札公告：別紙]

(注)

- ※1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。
- ※2 ILS施設のうち、それらを構成するT-DMEのみの単独工事も同種とする。
- ※3 航空交通管制業務に係る管制業務とは、航空路管制、ターミナルレーダー管制、進入管制及び着陸誘導管制及び飛行場管制業務に係る管制卓（通信制御装置）をいう。
- ※4 VOR/DME（若しくはTACAN）施設は、VOR・TACAN・DMEのみの単独工事も同種とする。
- ※5 航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルレーダーアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。
なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事は類似とする。
- ※6 訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものは類似とする。

ただし、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した上記工事の施工実績の場合においては、工事成績評定の評価点が65点未満のものは除く。

(2) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を当該装置に配置できること。

1) 平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下の①又は②の要件を満たす工事の経験を有すること。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満のものは除く。

① 同種工事

航空保安用の施設又は工作物の新設若しくは更新にかかる電気通信工事。

ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」に登録されていないものは類似工事とする。

② 類似工事

下記のイ)又はロ)の要件を満たす工事

イ) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。

ロ) イ)の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績

2) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

3) 当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。

(3) 大阪航空局が発注した電気通信工事で、令和5年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。